

情 報

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止届出に係る意見聴取概要の公表について	・・・	2
一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	6
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	8
貨物自動車運送事業者行政処分等状況	・・・	11

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止届出に係る
意見聴取概要の公表について

道路運送法第15条の2第2項に基づき意見聴取を実施したので、道路運送法施行規則第15条の9第2項により、下記のとおり公表する。

1. 届出の件名、事案番号及び一般乗合旅客自動車運送事業者名

件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号：25C09
事業者名：株式会社 メートー観光

2. 意見の聴取の日時及び場所（地域協議会において行った場合には、その旨）

令和7年12月3日（水曜日）
13時00分から（埼玉県）AB聴聞室
14時00分から（吉川市）AB聴聞室
15時00分から（三郷市）AB聴聞室

※上記を予定していたが、書面による意見となった。

3. 意見の聴取に出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名又は名称及び住所

- ・埼玉県知事 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- ・吉川市長 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地
- ・三郷市長 埼玉県三郷市花和田648-1

4. 陳述の要旨

別紙、意見の陳述書のとおり

令和7年12月3日

関東運輸局長 殿

所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
地方自治体名 埼玉県
(首長名) 埼玉県知事 大野元裕

意見の陳述書

今般、令和7年12月3日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号

事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号：25C09

2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名

埼玉県知事 大野元裕

3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見

当該路線は三郷市と吉川市の鉄道駅を結び、多くの利用者がいることから、路線の継続について再検討をお願いしたい。

また、廃止するとしても予定を早めることなく、令和8年4月1日とされたい。

なお、廃止に当たっては、バス利用者や周辺住民等、関係者への十分な周知、説明を行っていただきたい。



(別紙5-2)

令和7年11月19日

関東運輸局長 殿

住 所 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地
地方自治体名 吉川市長 中原 恵人
(首長名)

意見の陳述書

今般、令和7年12月3日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号
事案の件名： 一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号： 25C09
2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名
吉川市長 中原 恵人

3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見
(別紙等に分けて記述することも可能です。)

当該路線は、利用者の減少や燃料の高騰により、採算性の確保が困難である中、慢性的な運転士の不足により、路線を維持することが困難である状況から廃止することについてはやむを得ないと考える。

しかしながら、当該路線は、吉川市と三郷市の鉄道駅を結び、多くの利用者がある路線であることから、代替交通の確保に向けて検討を進めているところであり、廃止日については、予定どおり、令和8年4月1日としていただきたい。

また、路線廃止について、バス利用者、周辺住民等へ、遺漏がないよう周知を徹底するとともに、十分な説明に努めるようお願いしたい。



三都デ収第277号
令和7年(2025年)11月21日

関東運輸局長 藤田礼子 殿

埼玉県三郷市花和田648-1

三郷市

三郷市長 木津雅 晟



意見の陳述書

今般、令和7年12月3日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号
事案の件名 一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号 25C09

2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名
氏名 木津雅 晟
職名 三郷市長

3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見
本件事案に係る路線は当市の北西部を走る路線であり、本市及び隣接する吉川市間を移動する手段として多数の旅客がいることから廃止による影響は甚大である。
また、廃止後の生活交通を確保する措置も決まっておらず、市に寄せられる不安の声も少なくない。
そのため本件事案について、道路運送法第十五条の二第三項の通知による事業計画の変更の日の繰り上げは承認できない。
利用者数の減少による経営悪化及び慢性的な運転士不足による廃止とのことだが、可能な限り当該バス路線の存続について再検討されたい。
やむを得ず廃止する場合は、廃止後の生活交通を確保する措置について検討をするとともに、路線廃止についてバス利用者や周辺住民等関係者へ遺漏のないよう周知徹底と十分な説明に努め、旅客の利便が損なわれないよう市の施策に協力されたい。



令和7年12月16日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年12月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	九十九里鉄道株式会社（法人番号：4040001057172） 代表者 石川 晋平
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県東金市田間25 (九十九里鉄道東金営業所) 千葉県東金市田間25
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 10日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年8月4日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年12月16日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年12月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	さくら観光バス株式会社（法人番号：1030001033581） 代表者 天野 正幸
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県久喜市菖蒲町三箇2470-1 (本社営業所) 埼玉県久喜市菖蒲町三箇2470-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 30日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第13条
(6) 違反行為の概要	令和7年7月10日、法令違反の疑いがあることを端緒に調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年12月16日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年12月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社アーバンロケサービス (法人番号: 2010102000151) 代表者 松尾 正尊
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都八王子市横川町779 (本社営業所) 東京都八王子市横川町779
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年9月26日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1) 運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2) 点検整備記録簿等の記載義務違反(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年12月16日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年12月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	メモリー観光バス株式会社（法人番号：4012701001924） 代表者 井瀧 隆太
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都東村山市久米川町5-1-40 (埼玉営業所) 埼玉県所沢市大字上山口1271-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年10月17日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年12月16日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

山梨運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年12月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	東富士観光自動車株式会社（法人番号：7090001009967） 代表者 湯山 達也
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 山梨県南都留郡忍野村内野4780 (本社営業所) 山梨県南都留郡忍野村内野4780
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年10月14日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和7年11月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分点数
20251105	水戸通商 株式会社(法人番号1050001034495)代表者:畑岡 憲人	茨城県水戸市下入野町1746-1	本社	茨城県東茨城郡茨城町大字長岡3652-692	輸送施設の使用停止(120日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	救護措置義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年6月20日及び同年8月27日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	13	12
20251105	鷹栖運輸機工 有限会社(法人番号9060002025469)代表者:保坂 高広	栃木県大田原市薄葉2205	本社	栃木県大田原市下石上1363-9	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として、令和6年7月26日及び同年8月22日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の記録義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	3	3
20251105	ジェイネットロジ 株式会社(法人番号6030002067137)代表者:山田 栄一	埼玉県大里郡寄居町大字寄居685-56	本社	埼玉県大里郡寄居町桜沢1374-1-205	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	行政処分等を受けたにもかかわらず改善が認められないことを端緒として、令和6年9月10日及び同年9月19日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)	3	3
20251111	有限会社 嶋原商事(法人番号6060002004574)代表者:野崎 千春	栃木県宇都宮市宿郷1-16-15	鶴田	栃木県宇都宮市鶴田町1017-2 アイランドC102号室	輸送施設の使用停止(240日車)、輸送の安全確保命令	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年11月14日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(8)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(9)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(10)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	24	24

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和7年11月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20251111	株式会社 羽賀運輸商会 (法人番号 3020001021437)代表者: 羽賀 一也	神奈川県横浜市港北区 大倉山6-2-5	本社	神奈川県横浜市港北区 大豆戸町826	輸送施設の使用停止 (100日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	無免許運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年7月24日及び同年9月27日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(10)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	10	10
20251111	株式会社 ふくや物流(法 人番号7012301002188)代 表者:伊藤 義明	神奈川県厚木市関口1 55	本社	神奈川県厚木市関口15 5	輸送施設の使用停止 (90日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	無免許運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年6月12日及び同年7月5日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(8)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	9	9
20251111	有限会社 SENSYO (法 人番号6040002030655)代 表者:千木良 真之	東京都八王子市左入 町427-1	本社	東京都八王子市左入町 427-1	輸送施設の使用停止 (60日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年6月14日及び同年7月10日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)事故惹起・初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)事故惹起・初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(10)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	6	6
20251111	上組陸運 株式会社(法 人番号9140001012798)代 表者:加藤 尚	兵庫県神戸市兵庫区 高松町1-53	横浜	神奈川県横浜市中区南 本牧3-11	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年10月9日及び同年10月22日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	1	1

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和7年11月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20251118	株式会社 アーバン・デリバリーサービス(法人番号2040001016080)代表者: 深谷 弘之	千葉県千葉市稲毛区山王町345-1	榛名	群馬県高崎市箕郷町生原214-1	輸送施設の使用停止(115日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として、令和6年7月10日及び同年9月3日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(10)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	12	12
20251118	株式会社 ファインエナジー(法人番号1010001055413)代表者: 立石 健史	東京都中央区日本橋人形町1-9-2	横浜	神奈川県横浜市都筑区東方町1698	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年8月20日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(3)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)整備管理者の変更届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第52条)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(6)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(7)運行管理者の解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(8)事故の未報告(貨物自動車運送事業法第24条)、(9)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	4	4
20251118	Creative 株式会社(法人番号7070001026502)代表者: 情野 勇一	群馬県前橋市上細井町1971-1	本社	群馬県前橋市上細井町1971-1	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年6月27日、同年7月24日及び同年8月28日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	2	2
20251126	株式会社 飯田運送(法人番号8011501005421)代表者: 川島 安則	東京都荒川区西尾久7-37-6	東所沢	埼玉県所沢市東所沢5-9-3	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	救護措置義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年10月24日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)事故の未報告(貨物自動車運送事業法第24条)、(6)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	4	4
20251126	有限会社 本田運送(法人番号8060002037300)代表者: 本田 美登里	栃木県足利市福居町295	本社	栃木県足利市福居町295	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年10月31日及び同年12月5日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)	3	3

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和7年11月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分点数
20251126	有限会社 中嶋典礼(法人番号2070002003942)代表者:中嶋 昇	群馬県前橋市総社町総社1745	本店	群馬県前橋市総社町総社1745-3	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年8月20日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)	1	1
20251105	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	大胡	群馬県前橋市堀越町1194-1	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月13日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251105	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	箱島	群馬県吾妻郡東吾妻町箱島甲795	輸送施設の使用停止(160日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月1日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251105	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	富来田	千葉県木更津市真里谷251-1	輸送施設の使用停止(56日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月18日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
20251105	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	日向	千葉県山武市椎崎330-7	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月29日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251105	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	北浦	茨城県行方市山田1340	輸送施設の使用停止(33日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月7日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
20251105	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	町屋	茨城県常陸太田市町屋町1236-1	輸送施設の使用停止(160日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月14日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251105	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	久米	茨城県常陸太田市久米町1536	輸送施設の使用停止(123日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月14日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251105	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	塩原	栃木県那須塩原市塩原254-8	輸送施設の使用停止(21日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月29日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
20251105	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	石橋	栃木県下野市下古山13-2	輸送施設の使用停止(131日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月23日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251105	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	芝郵便局ゆうパック配達作業所	東京都中央区銀座8-20-26	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月22日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和7年11月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20251105	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	東村山	東京都東村山市本町2-1-2	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月22日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251105	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	上野原	山梨県上野原市上野原1070	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月21日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251112	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	新越谷	埼玉県越谷市流通団地1-3-2	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月6日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251112	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	久呂保	群馬県利根郡昭和村森下35-3	輸送施設の使用停止(157日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月13日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251112	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	万場	群馬県多野郡神流町万場95-2	輸送施設の使用停止(21日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月5日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
20251112	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	岩井	千葉県南房総市市部105-5	輸送施設の使用停止(21日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月18日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
20251112	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	下総	千葉県成田市猿山1131	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月25日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251112	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	石下	茨城県常総市新石下4527	輸送施設の使用停止(134日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月21日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251112	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	上郷	茨城県つくば市上郷1384-3	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月14日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251112	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	佐良土	栃木県大田原市佐良土1396-2	輸送施設の使用停止(97日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月29日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251112	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	三鷹	東京都三鷹市野崎1-1-2	輸送施設の使用停止(108日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月22日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和7年11月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20251112	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	板橋北	東京都板橋区志村3-24-16	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月22日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251112	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	代々木	東京都渋谷区西原1-42-2	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月22日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251112	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	磯子	神奈川県横浜市磯子区森3-1-15	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月30日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251119	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	川本	埼玉県深谷市田中586-1	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月20日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251119	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	沢渡	群馬県吾妻郡中之条町上沢渡2328	輸送施設の使用停止(138日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月13日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251119	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	白子	千葉県長生郡白子町古所5392-2	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月29日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251119	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	千葉中央	千葉県千葉市中央区中央港1-14-1	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月29日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251119	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	江戸崎	茨城県稲敷市江戸崎甲3558-1	輸送施設の使用停止(110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月28日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251119	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	谷和原	茨城県つくばみらい市古川1067-2	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月28日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251119	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	三坂	茨城県常総市三坂町1544-4	輸送施設の使用停止(75日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月21日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
20251119	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	粟野	栃木県鹿沼市口粟野847	輸送施設の使用停止(125日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月29日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和7年11月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分点数
20251119	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	益子	栃木県芳賀郡益子町益子2070	輸送施設の使用停止(108日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月29日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251119	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	板橋西	東京都板橋区高島平3-12-1	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月24日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251119	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	足立	東京都足立区千住曙町42-4	輸送施設の使用停止(94日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月24日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251119	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	渋谷	東京都渋谷区渋谷1-12-13	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月24日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251126	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	幸手	埼玉県幸手市東2-24-8	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月20日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251126	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	湯檜曾	群馬県利根郡みなかみ町湯檜曾芳沢13-4	輸送施設の使用停止(92日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月5日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
20251126	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	高山	群馬県吾妻郡高山村中山103-4	輸送施設の使用停止(129日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月13日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251126	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	美浜	千葉県千葉市美浜区真砂4-1-1	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月30日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251126	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	水海道	茨城県常総市水海道諏訪町3220-2	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月4日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251126	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	美和	茨城県常陸大宮市高部5271-12	輸送施設の使用停止(33日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月28日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
20251126	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	上小川	茨城県久慈郡大子町頃藤4934-1	輸送施設の使用停止(146日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月28日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和7年11月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20251126	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	高林	栃木県那須塩原市高林97-2	輸送施設の使用停止(86日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月6日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251126	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	伊王野	栃木県那須郡那須町伊王野1650-5	輸送施設の使用停止(114日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月6日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251126	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	芝	東京都港区西新橋3-2-5	輸送施設の使用停止(88日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月24日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251126	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	羽村奥多摩	東京都西多摩郡奥多摩町氷川1379-6	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月24日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251126	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池 信也	東京都千代田区大手町2-3-1	立川	東京都立川市曙町2-14-36	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月24日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)